

申請等の種別と取次を行うことができる者

申請項目		受入機関 の職員	公益法人 の職員	旅行業者	弁護士・行 政書士
入 管 法	在留資格認定証明書交付申請	* 1	○	×	○
	資格外活動許可申請	○	○	×	○
	就労資格証明書交付申請	○	○	×	○
	住居地の届出	* 2	* 2	* 2	* 2
	住居地以外の記載事項変更届出	○	○	×	○
	在留カードの有効期間の更新申請	○	○	×	○
	紛失等による在留カードの再交付申請	○	○	×	○
	汚損等による在留カードの再交付申請	○	○	×	○
	在留資格変更許可申請	○	○	×	○
	在留期間更新許可申請	○	○	×	○
	永住許可申請	○	○	×	○
	在留資格取得許可申請	○	○	×	○
	申請内容の変更の届出	○	○	×	○
	再入国許可申請	○	○	○	○
	在留特別許可(在留カードの受領のみ)	○	○	×	○
難民認定申請に伴う在留資格所得許可又は在留特別許可(在留カードの受領のみ)	○	○	×	○	
特 例 法	住居地の届出	* 2	* 2	* 2	* 2
	住居地以外の記載事項の変更届出	×	×	×	○
	特別永住者証明書の有効期間の更新申請	×	×	×	○
	紛失等による特別永住者証明書の再交付申請	×	×	×	○
	汚損等による特別永住者証明書の再交付申請	×	×	×	○

\* 1: 申請等の取次はできないが、ほとんどの場合、代理人として申請等をおこなうことができる。

\* 2: 申請等の取次とは異なるが、外国人又は代理人からの依頼を引き受けることにより、代わって届出を行うことはできる。

出典:財団法人入管協会『申請等取次制度の概要』7頁